

さぽたま通信

第 3 号
令和 2 年 4 月 1 日発行

～小金井・小平の地域と会員をつなぐ会報誌～

発行人 一般社団法人相続後見シニアサポート多摩 理事長 久保晶子
発行所 〒184-0012 東京都小金井市中町 4 丁目 1 4 番 1 7 - 6 0 6
TEL : 042-313-4600 FAX : 042-313-4700
編集人 一般社団法人相続後見シニアサポート多摩 広報渉外委員会

特集 何のために、
見守り契約※を結ぶの？



一般社団法人相続後見シニアサポート多摩 理事長 久保 晶子

※当法人のご支援メニューの一つです。4ページ下を参照ください。

「緊急連絡先」と書かれた欄のところで、Aさんはペンを止めました。

これまで元気に一人暮らしを続けてきたAさん（80代女性）は、市の健康診断で大腸にポリープがあることがわかり、入院して手術をすることになりました。書きかけの入院申込書を見つめながら、遠方に住む高齢の姉のこと、一緒に山登りを楽しむ友人たちのことを思い浮かべましたが、自分に万一のことがあった時に、実の息子や娘のように駆けつけてもらうわけにはいきません。困ったなあ—一定年退職後も、身の回りのことを何でも一人で行ってきたAさんは、初めて「誰か」の存在の必要性を感じました。

「日常生活等見守り契約」とは、主に月に1回程度、行政書士がご本人のご自宅にお伺いし、困りごとの相談に応じたり、各種手続きのお手伝いをしたりする契約のことです。また、見守り契約を結ぶことによって、行政書士が、身近に頼れるご親族のいらっしゃらない高齢者の「誰か」——「キーパーソン」になることができます。「緊急連絡先」として、行政書士の名刺をお財布に入れて持ち歩いてくださっている一人暮らしの高齢者の方もいらっしゃいます。Aさんのように、判断能力がしっかりしていて、金銭管理も各種手続き

もご自身でできる方であっても、「困ったときはこの人」という「キーパーソン」がいると安心です。

また、見守り契約を締結し、毎月1回の面談を重ねていくうちに、「万一、自分が認知症になった時は財産管理を頼みたい」、「自分にもしものことがあった時は、身の回りの後片付けを頼みたい」というご依頼をいただくこともあります。ご自身の将来の重要なことは、相手の人柄がよくわかってから依頼をしたいですね。この場合は、「任意後見契約」や「死後事務委任契約」を追加で締結させていただくことによって、幅広くサポートさせていただくことができますようになります。

ご注意くださいのは、「見守り」という響きからよく誤解されやすいのですが、24時間体制で安否確認をしたり、訪問介護をしたりする契約ではないということです。また、身元保証人になったり、医療行為の同意をしたりすることもできません。このようなご希望がある場合は、他の民間会社との契約を併せて締結していただいたり、ご親族やご友人と連携しながらサポートをさせていただいたりしております。

Aさんのような一人暮らしのご高齢者をお手伝いさせていただく際の最初の「扉」となる契約、それがこの「見守り契約」なのです。

市民公開講座 (報告 加藤史郎)

令和元年11月30日(土)午後2時より、小平元気村おがわ東 小平市民活動センターあすぴあ会議室において、市民公開講座「これってウソ？ホント？そこが知りたい！成年後見」(主催：東京都行政書士会多摩中央支部、企画：相続後見シニアサポート多摩)と無料相談会を開催いたしました。講座では「これが基本だ！成年後見」として当法人の高柳会員に基本的な解説を、「そこが知りたい！成年後見」として久保理事長より、より具体的なお話をさせていただきました。一般市民の方々に加え、介護事業所の職員さんにもご参加をいただきました。その後の相談会でも引き続きご対応させていただき、感謝のお言葉をいただきありがとうございます。今後もお役に立てるような講座を開催してまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

第10回勉強会 (報告 高柳昌樹)

令和元年5月21日(火)、第10回勉強会を実施しました。今回は「遺品整理のトリセツ」というタイトルで、遺品整理士の菊池恵太郎様にご講演をいただきました。

講義では遺品整理という仕事の説明から、一般的な遺品整理の流れ、超高齢化社会を迎える問題、遺品整理でよくあるトラブル、料金の見積もり方法など、相続・死後事務や成年後見業務で関わる様々なトピックスについて丁寧に解説していただきました。中には珍しいケースのお話もあり、我々も身を乗り出すようにして聞き入ってしまいました。菊池様には改めて御礼を申し上げます。

研修委員会では今後も業務に関する勉強会を開き、お客様に寄り添った支援・業務を行えるよう研鑽を続けていきますので、よろしくお願いいたします。



小金井遺品整理センター
遺品整理は絆-きずな-にお任せください
小金井市中町 4-14-17-506 042-401-2405



定例会 (報告 霜鳥文美恵)

当法人では、会員間の情報共有と互いの意見交換の場として、年3～4回、定例会を開催しています。今年度は、令和元年6月12日(水)、9月11日(水)、12月11日(水)に行われました。この定例会で特に重要な意義を有しているのが、毎回異なる会員から発表される事例報告です。真剣に業務に臨んでいる会員がやむを得ず直面する様々な課題には解決の難しいものが多く、互いに知恵を絞りながら何とか良い解決方法をひねり出しているような状況です。今年度は、霜鳥会員が死後事務における改葬の問題、大塚会員が法定後見終了後の死後事務の問題、久保会員が金銭管理等委任契約における財産管理の問題を発表し、白熱した議論が行われました。

【受任実績】(令和2年1月31日現在)※

成年後見人・保佐人・補助人就職	29件	任意後見契約締結	5件
日常生活見守り等委任契約締結	8件	死後事務の委任契約締結	17件
日常的金銭管理委任契約締結	4件	遺言執行者への指定	18件
財産管理等委任契約締結	6件	その他	2件

※当法人の紹介を通じて、当法人会員(または会員の所属する法人)が受託した受任実績

＜後見終了後の相続の事例＞ 大塚素直

このお話は、社会福祉協議会から、或る独り身の方（70代男性）をご紹介いただいたのが始まりです。ところがその方は、成年後見開始の審判が下りて間もなく、体調を崩され亡くなってしまったのです。法人後見の一担当者としてこれから頑張ろう！と思っていた矢先のことでした。

時期的には家庭裁判所への初回報告資料を準備するタイミングでしたが、例外的にいきなり終了報告を行うこととなりました。

それと並行して、ご本人のお姉さまからは、相続手続を仰せつかることとなりました。それに伴い、お姉さまと懇意の税理士さんが、この相続には相続税がかからないと判断し、相続手続は行政書士さんにお任せしますと仰ってくださいました。

ご本人の親御様は既に亡く、ごきょうだい間での相続でしたが、中には亡くなった方がおられたため、代襲相続（亡くなった方のお子様等が相続すること）も発生しました。

それでも、ごきょうだいの人数が少なく、相続人確定のための戸籍謄本等の数もそれほど多くはありませんでしたし、財産確定のための資料も無事揃いました。

ただ、ご本人は生前、長きに渡ってお姉さまのご自宅に身を寄せ、お姉さまはその間ご本人にお部屋代を請求することもないばかりか、生活費を肩代わりし、ご本人の身の回りのお世話を引き受けて来られました。

そこで、他の相続人の方々にご検討いただき、お姉さまが財産の殆どを相続し、他の相続人の方々はいわゆる「はんこ代」を受け取るという内容の遺産分割協議が成立しました。

相続人の皆様のご協力により、遺産分割協議書への押印も無事済み、銀行預金の名義変更を行い、不動産の相続登記は知り合いの司法書士さんをお願いしました。

相続のお手続きが完了し、ご本人のお姉さまからは「ほんとうにどうもありがとうございます」とのお言葉をいただいたことが今でも忘れられません。



【令和元年度活動報告】

➤ 勉強会

令和1年5月21日（火） 第10回勉強会「死後事務・成年後見・相続業務に役立つ！「遺品整理のトリセツ」地元で活躍中の遺品整理士・査定士が詳説」

➤ 市民公開講座・相談会

令和1年11月30日（土） 市民公開講座「これってウソ？ ホント？ そこが知りたい！ 成年後見」及び個別相談会

➤ 講師派遣・相談員派遣

令和1年6月26日（水） 小金井市市民部経済課主催の令和元年度消費者講座（高齢者見守り協力者育成講座）「人生100年時代 備えあれば憂いなし？！ 後見制度と遺言のはなし」

令和2年2月13日（木） 小金井市消費者団体連絡協議会主催2019年度消費者講座「備えあれば憂いなし？！ 遺言と相続のはなし～法改正のポイント～」遺言だけじゃない！

➤ 渉外活動

令和1年10月27日（日） 元気まつり2019へ出展



遺言・相続・死後事務・成年後見 Q&A



Q1. 遺言をしたら、作った遺言書は家族全員に見せる方が良いでしょうか？

A1. 遺言書を家族に見せる義務はありませんが、将来相続になった時の家族の心情を考えて、あらかじめ家族に見せておくことも可能です。どちらが良いかは家族の関係や、財産の状況、個人の性格などを考えて決めれば良いでしょう。

Q2. 自分の葬式のことでは親族・知人に面倒をかけたくありません。簡素な葬式はどのようなものなのでしょうか？

A2. 最近は参列者をごく身内に限る家族葬が増えています。また、最も簡素なやり方ですと、お火葬と埋葬だけを行う「直葬」の方もいらっしゃいます。

Q3. 我が家は夫婦2人で子どもはいません。お互い親は既になく、兄弟姉妹がいます。夫婦の一方が亡くなったら、財産は配偶者に全て残したいのですが、どうすれば良いですか？

A3. お子さんがなく、ご両親もいないので、何もしないと配偶者と兄弟姉妹が相続人です。遺産は配偶者と兄弟姉妹で分け、遺産分割協議書に全ての相続人の実印も必要です。

そうならないためには、財産を全て配偶者に相続させるという内容の遺言書を作る必要があります。兄弟姉妹には遺留分がないので、遺言書があれば希望通りの相続が可能です。

Q4. 将来認知症になったとき、子どもに極力迷惑をかけたくありません。まだ自分のことは自分でできるので、今はお金をかけたくないのですが、何を準備すれば良いでしょうか？

A4. 現在は十分な判断力があり、将来に不安がある場合は、「任意後見」がオススメです。

これは、将来判断力が落ちてきたときに、自分に代わって財産管理や身上保護（入所・入院契約など）をしてくれる人を決めておくもので、差し当たって公正証書での契約書作成等にかかる費用と見守りに関する費用だけで大丈夫です。

<当法人にお気軽にご相談ください>

● 法定後見 ●

成年後見人等候補者のご紹介
—家庭裁判所の審判による後見—

● 任意後見 ●

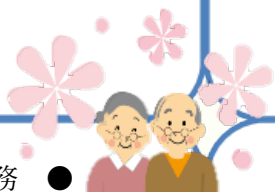
財産管理等委任契約
—足腰が不自由な場合などの財産管理等—
任意後見契約
—将来に備えた契約に基づく後見—

● 見守り事務 ●

日常生活見守り等委任契約
—日常生活の困りごとのご相談・見守り—
日常的金銭管理等委任契約
—通帳のお預かり・費用のお支払い—

● 死後の整理事務 ●

死後事務の委任契約
—ご葬儀・身辺の整理事務—
遺言
—遺言作成・相続に関する手続き—



<編集後記>

当会が法人化してから、早いもので丸1年が経ち、今年も無事会報を発行することが出来ました。

本会報誌では、当法人の活動を定期的にお伝えしていくとともに、地域の皆さまの素朴な疑問に対するQ&Aなど、手に取られた方に役立つ情報を今後も発信していきたいと思っています。

地域の関係機関の方々と連携しながら、地域に根付いた団体になれるよう活動しておりますので、こんな法人が近くにあることをちょっと知っていただけたら嬉しいです。（松村彰子）